

地域優良住宅および市営住宅の入居者を募集します

市では、令和2年3月入居分の地域優良住宅および市営住宅の入居者を下記のとおり募集します。申込資格など詳しくは市ホームページを確認していただくか、建築住宅課 住宅係までお問い合わせください。

【建築住宅課】



地域優良住宅について

- ▶入居予定日 令和2年3月19日(木)
- ▶申込用紙配布と申込受付期間 12月2日(月)～27日(金) (土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
- ▶募集駐車場 (使用料 月額6,000円) 自動車用11台分・二輪車など用1台分
- ▶募集住宅

- ▶必要書類および申込方法 手続きに必要な書類を、「地域優良賃貸住宅募集要綱」でご確認の上、持参または郵送(受付期間内必着)で申し込んでください。募集要綱は、建築住宅課、図書館、各地区公民館および市ホームページで入手できます。

住 宅 名 (所在地)	構 造 等	建設年度	間取り	募集戸数	家賃月額 (円)	敷金額 (円)	備 考
				うち優先枠			
橋本駅前団地 (古佐田2-7-7)	鉄筋コンクリート造 9階建	平成11年	2DK 6	0	50,000	150,000	2階～6階
			2K 9	3	42,000	126,000	3階～7階

※入居者選定時に、2Kは「単身世帯用」に3戸、優先的な取扱いが受けられます。
※上記以外の住戸については随時募集中のため、駐車場の募集区画数が減る可能性があります。

市営住宅について

- ▶入居予定日 令和2年3月27日(金)
 - ▶申込用紙配布と申込受付期間 12月9日(月)～令和2年1月10日(金) (土・日曜日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
 - ▶募集住宅
- ▶必要書類および申込方法 手続きに必要な書類を、「市営住宅募集要綱」でご確認の上、持参または郵送(受付期間内必着)で申し込んでください。募集要綱は、建築住宅課、図書館、各地区公民館および市ホームページで入手できます。

住宅名	所在地	構造等	建設年度	募集戸数		家賃月額（円）	間取り	備 考
					優先枠			
あ け ぼ の	神野々84-1	中耐 4 階建	昭和49年	1	0	11,700～22,900	3 D K	3 階・単身者可
あ け ぼ の	神野々103	簡耐 2 階建	昭和49年	2	1	15,900～31,200	3 D K	
東 家	東家4-5-15	中耐 4 階建	昭和52年	1	0	15,000～29,400	3 D K	3 階
原 田 B	原田132	中耐 4 階建	昭和48年	1	0	11,300～22,200	3 D K	4 階・単身者可
原 田 C	原田106-1	簡耐 2 階建	昭和49年	1	0	15,800～31,100	3 D K	
伏原第 4	伏原289-1	簡耐 2 階建	昭和59年	1	0	20,500～40,200	4 D K	

※優先枠…母子・父子世帯や多子世帯などは、入居者の選定について優先的な取扱いを受けられます。

申し込み・問い合わせ

〒648-8585 (住所記入不要)
橋本市 建設部 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115



◀地域優良住宅入居者募集ページへの携帯電話用二次元コード



◀市営住宅入居者募集ページへの携帯電話用二次元コード

令和2年4月から水道料金を改定します

将来世代の負担を増やさず、「安全な水道」「水道サービスの持続」を実現するため、令和2年4月から水道料金の改定を行います。

今後も安全・安心な水道水を市民の皆さんにお届けするため、さらなるコストの削減と経営の効率化に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

【水道経営室】



水道料金改定の背景

1. 老朽化した水道施設や水道管などの更新

水道事業の根幹施設である浄水場に加え、市内各地の配水池やポンプ場の多くは、老朽化が進行し、耐震強度が不足しているため、施設の更新および耐震補強が必要な状態となっています。

また、水道管についても順次取替えを行なっていますが、高度経済成長期に集中的に布設された水道管の多くが法定耐用年数である40年を迎えており、市内全域で急激に老朽化が進行しています。今後、約650kmある市内全ての水道管更新を行うには莫大な費用がかかるため、主要となる水道管について更新を行い、その他については事後保全とするなど、順次対応を行います。

2. 料金収入の減少と設備費用の増大

水道事業は独立採算の公営企業であり、水道料金による収入が全体収入の大部分を占めています。近年、人口の減少と節水機器の普及などにより水の使用量が減少し、収益の減少が続いています。

さらに、支出においては、老朽化した施設や水道管の更新および耐震補強などにより、多額の費用が必要となります。

3. 水道事業審議会からの答申

今後において適時適切な事業執行と一層の経営状況の改善に努めたとしても、令和3年度に赤字経営となり、令和8年度には浄水場の更新工事などにより資金が底をつき、水道事業経営が立ち行かなくなる見通しであり、非常に厳しい状況となっています。

こうした状況の中、平成30年度に水道事業審議会を開催しました。その結果、将来にわたって安定した給水を持続していくためには、「これまで整備してきた水道施設や水道管の更新、地震対策に費用を要するという厳しい経営環境を理解し、料金を改定することはやむを得ない」との答申が出されました。

この答申をもとにした料金改定案が9月市議会定例会で可決されたことにより、令和2年4月1日から水道料金を改定することとなりました。

新しい料金体系について

令和2年4月からの新しい料金は以下のとおりです。今回の改定では基本料金を2段階とし、少量しか水を使わない世帯に配慮しています。

新水道料金表 (1カ月分 税込み)

料金体系	使用水量	新水道料金 (旧料金との差額)
基本料金	0～5 m ³	1,813円 (変更なし)
	6～10 m ³	1,980円 (167円の増額)
超過料金	10 m ³ を超える 1 m ³ ごと	198円 (17円の増額)

●問い合わせ 水道経営室 ☎33-2860

新水道料金のお支払いは

口座振替	6月17日振替分から
現地納付書	5月検針時投函分から
送付納付書	5月末送付分から

